

児童手当受給者 様

瑞穂町福祉部子育て応援課長 清水 健吾
(公印省略)

令和8年度児童手当現況届の提出について

日頃より、町福祉行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、毎年6月は、児童手当の現況届提出月です。下記内容をご確認の上、同封した現況届及び必要書類を期限までに提出してください。提出がない場合又は現況届のみ提出し、その他必要書類が不足している場合は、令和8年6月分（8月振込）からの手当が支給停止となりますので、ご注意ください。

1 受付期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

★返信用封筒に入れるもの

- ・現況届
- ・その他必要な書類
(切手不要)

2 提出方法

(1) 郵送：同封の返信用封筒で郵送してください。

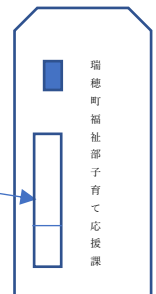
※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

(2) 窓口：庁舎1階子育て応援課窓口 午前8時30分～午後5時（平日のみ）

※マイナポータル（ぴったりサービス）
から電子申請もできます。



記名・提出する現況届に○印



3 提出書類

(1) 「令和8年度児童手当現況届」

令和8年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がない方（受給者及び配偶者）は、マイナンバーによる情報連携で所得の確認を行うため、現況届の『本年1月1日時点の住所』を正確に記入してください。なお、未申告等により、税情報が確認できなかった場合は、令和8年度住民税課税（非課税）証明書を提出していただきます。

(2) その他

以下を確認し、該当となる書類を現況届と併せて提出してください。

- ①多子加算に該当しており、第三子以降算定額対象児童が進学していない受給者
- ・引き続き上記児童を監護相当の世話等をする場合（多子加算を受ける場合）
→「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」
 - ・上記児童を監護相当の世話等をしなくなった場合（多子加算を受けない場合）
→「**児童手当額改定届**」（減額申請）

※監護相当及び生計費の負担をしていることの確認のため、どちらかの書類の提出が必要です。

②受給者が単身赴任している場合や、支給要件児童が他の市区町村に住所を有する場合

- ・別居監護申立書
- ・支給要件児童の住民票の写し（世帯主との続柄が記載してあるもの）

③受給者が配偶者と離婚協議中の場合

- ・児童手当等の受給資格に係る申立書

④受給者が父母等に監護されず、生計も同じくしない支給要件児童を監護し、生計維持している場合

- ・養育事実の申立書

4 注意事項（必ずお読みください。）

- ・現況届裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- ・電話番号は、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- ・書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- ・消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- ・児童数などの変更は、別途届出が必要です。
- ・記入漏れや書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

5 その他

- ・18歳年度末経過後から22歳年度末までの子であって、その親等（受給者）に経済的負担等がある場合は、多子加算対象としてカウントします。
- ・支払通知書は送付しませんので、通帳記帳等により確認してください。
- ・外国籍の方（受給者及び児童）は、在留資格や期間を公簿で確認しています。在留期間が満了する（住民登録が消除する。）と資格消滅になりますので、お気を付けください。
- ・配偶者と離婚協議中の方は、離婚が成立した場合にはご連絡ください。

問合せ先 瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係
TEL 042-557-7624（直通）